

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員等の報酬及び
費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条第2項の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び規約第16条第1項の規定により委嘱を受けた監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等が、その職務に従事したときに支給する報酬の額は、日額8,900円とする。ただし、規約第7条第1項第4号に該当する委員にあっては、日額20,000円を支給するものとし、同項第1号に該当する委員及び地方公共団体の常勤の職員である委員にあっては、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する報酬の額は、職務に従事した時間が4時間を超えない場合は、日額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

3 委員等が栃木地区合併協議会の委員等の職を兼ねている場合において、それぞれの協議会の会議が同一日、同一会場において引き続き開催された場合の報酬は、委員等が職務に従事した時間を通算して前2項の規定により算出した額の2分の1を支給するものとする。

(費用弁償の額)

第3条 委員等が、協議会の職務を行うために、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、栃木市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木市条例第24号。以下「報酬等条例」という。）の例によるものとする。

3 前条第3項の規定は、委員等が協議会の委員として出張した場合に準用する。

（支給方法）

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、報酬等条例の例によるものとする。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月16日から施行する。